

磐田市みんなが主役のまちづくり条例（案）に対する意見募集について（結果）

- 1 募集期間 令和5年12月1日（金）～令和5年12月31日（日）
- 2 提出状況 11件（7名）うち、掲載辞退の意見 1件（1名）
- 3 意見内容とそれに対する考え方

No.	項目 ページ	意見内容	考え方
1	10ページ	全体イメージ図があればより理解しやすいと思いますので、作成をお願いします。	10ページに掲載のイラストは、いわたまちづくりワークショップの参加者が、磐田市のまちづくりを表現してくれたものです。本条例は、理念条例として、市や地域の基本的な考え方を示すものであり、具体的な契約や体制等を定めるものではありません。一人ひとりが条例の理念を理解をして、それぞれが出来る時に出来る事を行うことで、まちづくりの大きな輪となることを願います。
2		子どもの遊んでいる姿（外遊び）がまず見られない 下校の姿を見れば、子ども達は地域にいるはず 親御さんが、ご迷惑を掛けたくないで遊ばせられないとも マラソン大会でリタイヤする子どもも多いとか かけ回ったりできる安心な場所とかあれば遊ぶのか 体力は日常の中で作られるのではないですか	体力は主に日常の活動や運動などを通じて養われ、持久力の向上だけでなく、健康な生活習慣の形成にも寄与するものと考えられます。子どもが安心して遊ぶためにも、整備された公園や遊び場は必要ですが、保護者だけでなく、地域の皆さんによって見守られるまちづくりの仕組みも大切です。基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを推進します。
3	条例名	磐田市みんなが主役のまちづくり条例は、理念条例となっていますが、「主役」という語句に違和感を感じます。 市民が参加して、市民一人ひとりが考え行動することを期待してとのことと推察しますが、主役になりたいと思う市民は何人いるのでしょうか？ 磐田市みんながまちづくり条例 磐田市市民自治（まちづくり）条例 を提案します。	多世代による「対話」を通じて、条例改正に対する理解を深めながら、これからの地域活動や市民活動のあり方など、多くの意見をいただく場として、いわたまちづくりワークショップを令和4年度と5年度に計6回開催しました。 ワークショップにおいて話し合われた市民自治の意識が進むような名称の候補の中から、最終的に条例策定検討委員会が命名しました。
4	17ページ 自治会の役割	3 自治会は、地域づくり協議会を構成する団体・・・となっていますが、自治会が構成団体になることは反対します。P18の概念図にある通り、「自治会と地域づくり協議会との関係」は「理解と協力」に徹すべきと考えます。P15の地域づくり協議会の組織図の例は見直したい。	自治会連合会と市が、持続可能なまちづくりのために研究を重ねて、協議会を組織しました。協議会における単位自治会の位置付けは様々ですので、協議会と連携する団体に表現をあらためます。 また、協議会の組織図については、地域ごとに異なりますので、例として示すことを控えます。
5	17ページ （自治会の役割） 第7条3項について	第7条3. 自治会は、地域づくり協議会を構成する団体として、地域づくり協議会が行う活動の理解及び協力を務めるものとする <意見> 第7条3項の「地域づくり協議会を構成する団体として」については条例として表記すべきではないと考えます。 <理由> ①自治会は地域づくり協議会の必ずしも構成団体ではありません ・中泉地区、見付地区、西貝地区などは構成団体とはなっていません。 連携、協力する団体として位置づけています。 ②P3の「ワンポイント」で条例は「理念条例」と明記しています。その為、具体的に「自治会は地域づくり協議会の構成団体」とルール化すべきではないと考えます。	協議会における部会や委員会、市民活動団体等と同様に、単位自治会の位置付けは地域ごとに異なりますので、単位自治会は協議会と連携する団体に表現をあらためます。 ただし、本条例は理念条例であり、方向性を示すものであって、具体的なルールや数値を決めるものではありません。単位自治会と協議会の関係性については、協力、連携、構成など、地域の実態と照らし合わせて位置付けることができます。

No.	項目 ページ	意見内容	考え方
6	14ページ	<p>第6条 地域づくり協議会の役割 第6条第2項について</p> <p>地域づくり協議会は、構成する団体及び個人が、それぞれの活動をより効率的かつ効果的に行うことができるように、情報を供するための環境づくりに努めるものとする。</p> <p>上記に対し、解説書での役割の表記内容からは、自治会が地域づくり協議会を主体的に担うと誤解される。自治会負担は更に増えると感じるので下記表記は避けてほしい。</p> <p>①「自治会から委員を出す」とすることは解説にいれるべきではないと考えます。</p> <p>②市民・自治会・市民活動団体の役割の「地域づくり協議会に対する関係表記内容」は、すべて同じような表記にすべきと考えます。</p> <p><理由></p> <p>①15ページの地域づくり協議会組織図例では団体として自治会部があり、そのほかの部会には自治会員から委員を出すと14ページ解説2と17ページ解説3でも説明している。地域づくり協議会に自治会が入り、部会には自治会員を委員として出して運営するとするような表記は、地域づくり協議会は自治会が運営と誤解される。磐田市のホームページでは「協議会の中で複数の団体（個人も入れるべきと考えますが）が連携し、マンパワーを結集することで、持続可能な地域活動を目指します。」としている。自治会だけを特別に具体例として表現するべきではないと考えます。</p> <p>②2ページの(2)条例改正の背景の2段目に「役員の選出に苦慮、自治会の運営が困難」としているにも関わらず、自治会から委員を選出することを解説で言っている。「役員の選出に苦慮、自治会の運営が困難」の解決に結び付かない。しかも現在、委員選出は自治会の大きな負担になっている。</p> <p>③19ページ 市民活動団体の役割には、地域づくり協議会との関係する表記がない。14ページ 地域づくり協議会の役割の解説2で「地域づくり協議会は、自治会から選出された委員と市民活動団体などが集まって構成されています」としているのです。条例の市民活動団体の役割にも地域づくりとの関係を表記すべきと考えます。</p>	<p>ご意見の①につきまして、14ページの解説2を、「地域づくり協議会は、自治会から選出された委員と市民活動団体などが集まって構成されています。」を「地域づくり協議会は、主に地域で活動する個人や団体などが集まって構成されています。」に改めることで、自治会から委員を選出することが必須であるかのような誤解を招かないようにします。</p> <p>②の市民、自治会及び市民活動団体と地域づくり協議会に対する関係表記については、13ページの市民の役割では、第2項において「地域づくり協議会、自治会及び市民活動団体の活動の重要性を理解し、参加又は協力するよう努めるものとする」と規定しています。また、17ページの自治会の役割では、第3項において「地域づくり協議会を構成する団体として、地域づくり協議会が行う活動への理解及び協力を努めるものとする」と規定しており、19ページの市民活動団体の役割では、第2項において「市民等及び市と連携するよう努めるものとする」と規定し、解説では「市民活動団体の取組みは、その団体内だけに留まるものではなく、市民や地域づくり協議会、自治会との関わりを持って行われています。そのため市民活動が、より多くの市民等に理解され、さまざまな担い手と連携、協力しながら活動の輪を広げていくことが大切です」としています。</p> <p>協議会との関係については、市民、自治会及び市民活動団体のいずれに対しても理解と連携を求めています。</p>

No.	項目 ページ	意見内容	考え方
7	15ページ	<p>地域づくり協議会の役割 解説の地域づくり協議会とは「地域づくり協議会の組織図例」について</p> <p>地域づくり協議会の組織図例として表記すべきでないと考えます。</p> <p><理由> ①実際このような組織図になっている地域づくり協議会は竜洋住みよいまちづくり協議会のみでその他の地区の組織図は○で囲った自治会部として組織図に表記されているところはない(別紙:各地区地域づくり協議会組織図参照)自治会連合会で提案をそのまま表現すべきではなく、今後の地域づくり協議会連絡会で自ら意見交換されるべき問題と考えます。 下記組織図でおかしいのは、自治会部のみ団体でその他は課題対応として表記している。雲南市の資料では、地域課題を部として組織化する場合(A)と団体の自主性を活かし団体連携の組織化する場合(B)としている。それには意味があるはずで、自治会部会とするのであれば各種団体などが組織として入る(B)と表現すべきで個人・自治会・団体連携が明確になる。</p>	<p>15ページの組織図の例に近い体系の地域もあれば、そうでない地域もありますので、例として示すことを控えます。</p> <p>これからの協議会は、部会や委員会などを設置することなく、地域で活動している団体の自主性を活かしながら連携していく組織も考えられます。</p> <p>現在、自治会連合会と市では、地域づくり協議会連絡会の設立に向けて検討を進めていますが、連絡会の設立により協議会間での情報や課題が共有できれば、組織体系はますます地域の実態にあった形に見直されていくものと思われま。</p>
8		<p>本コメントのホームページへの掲載や回答は辞退いたします。なお、愚見ながら、市関係者や検討委員にはお目通しいたきますようお願いいたします。</p>	<p>パブリックコメントの公表に際し、庁内で共有しました。</p> <p>また、(仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会(1/26)の開催案内に添付し、委員と共有しました。</p>
9	3ページ	<p>「人材の確保と育成」の所に『透明性の高い運営』とあります。会計や行事内容の報告は当然として頂いていると思いますが、自治会や地域作り協議会の行事に参画する中で、意見や質問を出す機会を十分に確保されたり促されていないように感じます。又、行事の反省会に出た意見や指摘が公開(プライバシーの保護は当然ですが)されないのが気になります。条例で意見や質問の機会を十分に保障する事や反省会記録の公開を義務付けて頂きたい。</p>	<p>まちづくりは強制されるものではありませんが、努力することを原則としています。</p> <p>地域づくり協議会の事務局を務める交流センターにおいても、引き続き透明性の高い協議会の運営に向けて、助言や支援を続けます。</p>
10	5ページ	<p>解説に「役員選出に苦慮」とあり各自治会で共通していると思いますが、ほぼ解決している自治会もあると聞いています。各自治会の「困り事情情報交換」みたいな会を持って実施しては如何でしょうか?本来は自治会連合会の重要課題だとは思いますが。</p>	<p>自治会連合会からの提案で、令和3年度から地域活動情報交換会を年4回開催しています。これは地域づくり協議会における活動に横串を通すもので、これまで「防災」「福祉」「交通安全」「健全育成」などをテーマに、協議会役員や活動に直接関わる方々がワークショップを行い、地域活動の悩みや課題を共有し交流を深めてきました。</p> <p>引き続き、単位自治会からの相談は、自治会連合会をはじめ自治デザイン課が受け付けます。</p>
11	5ページ 3.解説 「前文」	<p>前文の中に、磐田市にある企業に勤める外国人が増え(6%)ていることやその子供たちのことについての記載がない。ここらも含めた条例とした方がよい。</p> <p>また全体に渡って 現状の課題、将来の課題(予測)がもやとしてて、これで本当に皆を引っ張って行ける条約になるのか疑問に思う。</p>	<p>いわたまちづくりワークショップの「前文」を考える対話において、参加者から出た意見を、条例策定検討委員会がまとめた前文です。</p> <p>前文中には外国人や具体的な課題に関する記載はありませんが、制定の背景やまちづくりに関する基本的な理念や価値観を述べています。</p>